

(仮称) 国立市健全な財政運営に関する条例骨子(案)

1 条例制定の背景

平成 25(2013)年 8 月に提出された国立市財政改革審議会最終答申(以下「答申」という。)において、『少子高齢化が進む厳しい時代にあっても、地方公共団体が住民福祉の向上を目指し、行政サービスの安定的な供給を行っていくためには、その財政が健全であることが必要であり、行財政の定期的・継続的な見直しを行うためには、岐阜県多治見市の「健全な財政に関する条例」のように、これまでの方策から一步進んだ仕組みの構築が必要である』との提言を受けた。

答申を受け平成 26(2014)年 2 月に市が策定した「財政健全化の取り組み方針・実施細目」では、財政規律を確保するための条例を平成 27(2015)年度中に制定することとしている。

2 条例骨子(案)の構成

条例名:(仮称)国立市健全な財政運営に関する条例

第 1 章 総 則

目 的

限られた財源の中で、市が必要な施策を自主的かつ総合的に実施するため、市の財政運営に関する基本事項を定めることにより、健全で規律のある財政運営の確保を図り、もって住民福祉の向上に寄与することを目的とする。

基本理念

限られた財源を効果的かつ効率的に活用するとともに、将来に責任を持ち、人口動態、社会経済状況等の変化に対応した計画的な財政運営を行う。

責 務

市長は、基本理念にのっとり、健全で規律のある財政運営を行う。

市職員は、この条例を遵守し、誠実かつ効率的な職務遂行に努める。

市民は、行政活動によって得られる公共サービスが、市民による相応の負担の上に成り立っていることを認識する。

第 2 章 財政運営上の基本原則

収支均衡の原則

収支の均衡を保持すること。

財政の弾力性の確保の原則

新たな行政需要に対応できるよう、財政の弾力性を確保すること。

計画的な財政運営の原則

社会経済状況等の変化に即した中長期的な財政見通しの下、計画的かつ効率的に財政運営を行うこと。

情報公開の原則

市民及び議会に対し、財政状況に関する情報を積極的に公表し、透明性の確保を図ること。

行政サービス質的向上の原則

健全で規律のある財政運営を行うことにより、行政サービスの質的向上を図ること。

第3章 財政運営上の留意事項

歳入及び歳出

歳入について、安定的に財源を確保する方策を検討するとともに、市税等について適切な収納に努める。

歳出について、継続的な事務の見直し及び効果的かつ合理的な予算執行に努める。

予算の編成

以下に留意し、予算編成に当たる。

社会経済状況等の変化を考慮すること。

将来において発生が見込まれる費用を適切に見込むこと。

将来の負担を抑制すること。

予算不足への対応は、補正予算への計上を基本とすること。

行政評価の活用

健全で規律のある財政運営を行うため、行政評価を活用する。

特別会計の自立的な運営

特別会計は、独立した会計として自立的な財政運営を行う。

補助金等の定期的な見直し

補助金等については、公益性、公平性、有効性等の観点から定期的に見直す。

義務的経費の定期的な見直し

義務的経費（人件費・扶助費・公債費）については、その割合が財政の硬直性に影響を与えることから、定期的に見直す。

使用料等の定期的な見直し

使用料、手数料及び負担金については、受益と負担の関係等を考慮し、定期的に見直す。

公有財産の管理等

長期的な人口動態及び社会経済状況等の変化を考慮して、公有財産を管理する。

特に公共施設については、使用の状況等を踏まえ、必要に応じて用途の見直しや統廃合の可能性を検討する。

基金の管理

緊急的な行政需要に対応するため、財政調整基金の留保に努める。

資金の留保の必要が認められる事業については、基金を設けて、計画的に資金の積立てを行うよう努める。

特に公共施設の修繕及び建て替えに備えるため、計画的に基金に積立てを行うよう努める。

地方債の発行

地方債の発行に際しては、将来の市民負担の妥当性及び地方債発行以外の財源確保についての検討を行う。

財務書類の公表と活用

発生主義会計に基づく財務書類4表（貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書）を議会に報告し、市民に公表するとともに、積極的に活

用する。

第4章 市民の福祉向上と魅力あるまちづくりへの対応

緊急性・重要性の高い行政需要への対応

災害等の不測の事態が生じた場合は、迅速かつ機動的に対応しなければならない。

重要性のある新たな行政課題に対応する場合は、その必要性、効果及び財源を明らかにした上で対応するものとする。

第5章 計画的な財政運営

総合計画策定における原則

総合計画については、財源の根拠をもって策定する。

財政収支見通し

毎年度、中期的な期間における一般会計の財政収支を試算するとともに、各年度末の基金、地方債等の見通しについて試算し、公表する。

財政運営判断指標の公表

財政運営判断指標を議会に報告するほか、市民に公表する。

財政運営判断指標は、「経常収支比率」、「地方債残高比率」、「人口1人当たりの基金現在高」、「人口1人当たりの地方債現在高」、「債務償還可能年限」、「特定目的基金を含めた実質単年度収支」等を想定しています。

予算を伴う計画

予算を伴う計画については、計画期間において必要となる予算額を明らかにする。

第6章 雑 則

委 任

条例の施行に必要な事項は、市長が別に定める。